

○月収額の計算方法について

家賃の決定のためには、月収額を算出しなければなりません。基本的には、その世帯の所得の合計額から該当する控除額を差し引いて12月で割って算出します。控除額は、次の表のとおりですので参考にしてください。

$$\text{月収額} = \frac{\text{世帯の年間総所得金額} - \text{該当する控除額の合計金額}}{12\text{ヵ月}}$$

○ 年間総所得金額とは、年間総収入額から税法上認められた必要経費(老齢年金・普通恩給の場合には、公的年金等控除額)を控除した額をいいます。

※所得証明書に記載されている所得控除後の金額または源泉徴収票に記載されている給与所得控除後の金額のこと。

控除金額

控 除 金 額 の 計 算			
	控除の種類	内 訳	控 除 額
基 本 的	同居親族	本人以外の配偶者及び同居扶養親族	380,000円×()人
	別居扶養親族	所得税法上の控除を受けている別居扶養親族	
	給与所得等	給与所得又は公的年金等に係る雑所得がある場合	100,000円×()人 (給与所得等が100,000円未満である場合は当該合計額)
そ の 他 の 控 除	特定扶養親族	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の方 (合計所得金額が48万円以下の方)	250,000円×()人
	老人控除対象配偶者控除	同居している控除対象配偶者および扶養親族のうち70歳以上の方	100,000円×()人
	老人扶養親族	別居している扶養親族のうち70歳以上の方	100,000円×()人
	寡婦控除	次の①または②に当てはまる場合 ① ・夫と離婚した後婚姻されていない方 ・扶養親族(他の方の控除対象配偶者や扶養親族となっていない方に限る)がいる方 ・その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと ・合計所得金額が500万円以下である方 ② ・夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方 ・その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと ・合計所得金額が500万円以下である方	270,000円 (所得金額が27万円未満の場合は、当該所得額)
	ひとり親控除	次の①～④すべてに当てはまる場合 ①次のいずれかに当てはまる方 ・現に婚姻していない方 ・配偶者の生死が明らかでない方 ②その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと ③その者と生計を一にする子(合計所得金額が48万円以下で、他の方の控除対象配偶者や扶養親族となっていない方に限る)がいる方 ④合計所得金額が500万円以下である方	350,000円 (所得金額が35万円未満の場合は、当該所得額)
	障がい者控除	本人、配偶者および扶養親族のうち、以下の障がい者手帳の交付を受けている方 ①身体障がい(1,2級以外の方) ②精神障がい(2,3級の方) ③知的障がい(B1級以下の方)	270,000円×()人
	特別障がい者控除	本人、配偶者および扶養親族のうち、以下の障がい者手帳の交付を受けている方 ①身体障がい(1,2級の方) ②精神障がい(1級の方) ③知的障がい(A1, A2級の方)	400,000円×()人
○申込者および同居親族の所得を合計した月額所得が以下の基準内であること。			
【一般世帯】		158,000円以下であること(計算後の月額所得)	
【障がい者、老人、小学校就学前の子どもがいる世帯】		214,000円以下であること(計算後の月額所得)	